

観光課

問合せ：TEL 43-3352

仙北市観光ブランド
「ロゴマーク」を募集します

仙北市は、水深日本一の湖「田沢湖」やみちのくの小京都と称されている「角館」を有し、秋田県を代表する観光地です。市では観光のイメージアップを図るうえで、市の魅力を効果的に情報発信するため、「田沢湖・角館」を観光ブランドとするロゴマークを募集します。

採用作品は、市が発行するポスター、パンフレット等に使用するほか、各種団体や事業者が印刷、製造、販売する印刷物、商品等に使用するなど、広く活用します。

■募集内容

- ①「田沢湖・角館」という文字（漢字を使用）を入れたロゴマークにしてください。
- ②作品は、カラー、単色のいずれでも構いません。単色で使用される場合も想定してください。
- ③基本的な最小使用サイズは「2cm × 2cm」枠内に収まる程度を想定していますので、同サイズでもわかりやすいものとしてください。

■応募資格 どなたでも応募できます。所定の応募用紙を使用してください。また、応募用紙1枚につき1点とし、作品の説明（作成意図（コンセプト、解説）を200字程度で記載してください。※応募用紙は、観光課、各地域センターに設置しています。また、仙北市ホームページ（<http://www.city.semboku.akita.jp/>）からもダウンロードできます。

■応募方法

- ①郵送による場合 応募用紙に作品と必要事項を記載のうえ、下記宛先までお送りください。
- ②電子メールの場合 応募用紙に作品と必要事項を記載のうえ、下記メールアドレスへお送りください。なお、添付ファイルは、Word形式、PDF形式のいずれかとしてください。応募作品のサイズは、原則1点につき1MB以内とします。

■応募締切 11月15日（月）（郵送は当日消印有効）

●その他詳しくは、下記にお問い合わせください。

〒014-0318 秋田県仙北市角館町中町 36
仙北市観光商工部 観光課
TEL 43-3352

E-mail kanko@city.semboku.akita.jp

※メールで照会等をする際は、件名に「ロゴ照会」と記載してください。

政策推進課

問合せ：TEL 43-1241

第3回
仙北市みんなの庁舎検討委員会
を開催します

市役所庁舎のあり方について、総合的な見地から検討するために、「仙北市みんなの庁舎検討委員会」を開催します。この会議は公開で協議が行われますので、関心がある方は気軽にお越しください。

なお、傍聴の申し込みは不要です。

- 日時 10月31日（日） 14:00～16:00
- 会場 角館庁舎3階 大会議室

税務課

問合せ：TEL 43-1117

10月29日
夜間納税窓口のお知らせ

日中、仕事などで税金を納めることができない方のため、夜間納税窓口を開設しています。

また、諸事情により納期限までに税金を納めることが困難な方のために納税相談も併せて行っていますので、お気軽にご来庁ください。

- 開設日時 10月29日（金）17:15～19:00
※開設時間内にご都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。

■場所 税務課（田沢湖）、角館・西木地域センター
多重債務に関する相談も随時行っていますので、ご遠慮なく来庁またはご連絡ください。

平成22年11月1日納期限の税目は市県民税第3期、国民健康保険税第4期、後期高齢者医療保険料（普通徴収）第4期です。

また、口座振替日も納期限日と同日ですので、まえもって残高をご確認ください。

環境防災課

問合せ：TEL 43-3308

不法投棄は犯罪です！！

仙北市では、不法投棄を監視するため、不法投棄監視員を委嘱しパトロールを行うなど、取り組みを強化しています。その結果、警察の追及により投棄者が判明し、罰則を受けた事例があります。

「自然と人が輝く環境にやさしいまち・仙北市」を守り育てていくためにも、私たち一人ひとりが真剣に環境について考えていかなければなりません。

◆自分の土地を適正に管理する

「久しぶりに自分の土地を見に行くと多量のゴミが捨てられていた」「市からの通報で自分の土地にゴミが捨てられていることを知った」などのケースが多く報告されています。自分の所有地に不法投棄が行われ投棄者が判明しない場合は、土地の所有者が自らの責任でゴミを撤去しなければなりません。ですから、不法投棄されないような状況を作ることが大切です。

◆具体的な対策として例を挙げると

所有地への進入防止対策（ロープやネットを張る）、見回り、草刈り等の実施。「不法投棄禁止」等の警告看板を設置する。（市役所で看板を提供しています）

◆不法投棄の禁止と罰則規定（抜粋）

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰せられます。

（投棄禁止）第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（罰則）第25条 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

やめよう！野外焼却

廃棄物の焼却は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物）・種類・量を問わず法律で禁止されています。

野外焼却は、ばい煙やダイオキシン類の発生を抑制するのが難しいこと、ばい煙は大気中に拡散し（思った以上に遠くへ運ばれること）、人の健康や周辺地域の生活環境へ支障をきたすことから禁止されたものです。

法律に違反して焼却をした場合、行政処分の対象となるほかに、警察の摘発により以下の罰則が適用されます。

◆罰則等について

5年以下の懲役若しくは1,000万円以上の罰金に処し、又はこれの併科（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

◆焼却禁止の例外

伝統的行事および風俗習慣上の行事のための焼却行為（火祭り、どんど焼き等）、学校教育および社会教育活動上、必要な焼却行為（キャンプファイヤー等）など。

これらの場合でも

周辺の生活環境にできる限り配慮して行う必要があります。

地域からの苦情発生など周辺の生活環境に悪影響を及ぼす場合は、改善命令、措置命令等の行政処分や行政指導の対象となることがあります。

生涯学習課

問合せ：TEL 43-3383

玉川河川公園の使用について

玉川河川公園施設が完成しました。11月1日から使用できますので、広くご活用ください。

利用申し込み等については、生涯学習課までお問い合わせください。

玉川河川公園完成記念

市民交流グラウンドゴルフ大会

■日時 11月1日（月）

・受付（8:15） ・開会式（9:00）

・プレー開始（9:30） ・閉会式（13:00）

■場所 玉川河川公園（角館町東下夕野）

■参加料 500円

■申込・問合せ 仙北市グラウンドゴルフ連盟事務局 信田幸雄 TEL 44-2672